

パブリック・コメント手続(意見募集)

市街地再開発等促進特別減税条例の
改正について

意見募集期間

令和6年(2024 年)

11月13日(水)～12月3日(火)

お問い合わせ先：経営企画部まちづくり政策課

電話 046-822-9831(直通)

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続に当たって

「市街地再開発等促進特別減税条例」は、老朽化した建築物の建替え等を行う者に対して支援措置を講ずることで、商業・業務等の機能を集積し、本市経済の活性化に寄与することを目的として平成 25 年に制定しました。

制定当初は、横須賀中央駅周辺地区を対象の区域としていましたが、令和2年には、再開発事業が計画されている追浜駅周辺地区と京急久里浜駅周辺地区を対象の区域に加えるとともに、各再開発事業の完成時期を想定して、適用期限を「令和 10 年 12 月末日までにしゅん工」に改正しました。

今回の改正は、若松町1丁目地区第一種市街地再開発事業において、しゅん工予定時期が令和 11 年5月とされたことや、京急久里浜駅周辺地区において、令和6年4月に再開発準備組織が設立されたことなどを踏まえ、これらの再開発事業等を本条例で支援していくため、適用期限の延長を行います。

このたびのパブリック・コメント手続は、この改正案について、ご意見を伺うものです。

【目次】

◆市街地再開発等促進特別減税条例の改正について……………	2
◆意見の提出方法 ……………	3

○ 市街地再開発等促進特別減税条例の改正について

1 改正の趣旨

「市街地再開発等促進特別減税条例(以下「本条例」という。)」は、老朽化した建築物の建替え等を行う者に対して支援措置を講ずることで、来訪者等の安全と安心を確保するとともに、商業・業務の機能を集積し、経済の活性化に寄与することを目的として制定しました。

制定当初は、横須賀中央駅周辺地区を対象の区域としていましたが、令和2年には、再開発事業が計画されている追浜駅周辺地区、京急久里浜駅周辺地区を対象の区域に加えるとともに、各再開発事業の完成時期を想定して、本条例の適用期限を「令和10年12月末日までにしゅん工」に改正しました。

今回の改正は、若松町1丁目地区第一種市街地再開発事業において、しゅん工予定時期が令和11年5月とされたことや、京急久里浜駅周辺地区において、令和6年4月に再開発準備組織が設立されたことなどを踏まえ、これらの再開発事業等を本条例で支援していくため、適用期限の延長を行うものです。

市街地再開発等促進特別減税の概要(変更なし)

市街地再開発を含む一定規模以上の建替え事業等において、商業等の事業用途の施設にかかる固定資産税(家屋)及び都市計画税(家屋)を5年間減税するものです。

規模	減税率
敷地面積 1,000 m ² 以上かつ 容積率 600%以上の建築物	90%
敷地面積 500 m ² 以上かつ 容積率 300%以上の建築物	3分の2

2 改正点

○適用期限の延長

〔現 行〕令和10年12月末日までにしゅん工

〔改正後〕令和17年12月末日までにしゅん工

3 施行日

令和7年4月1日(予定)

意見の提出方法

1 提出期間 令和6年(2024年)11月13日(水)から
令和6年(2024年)12月3日(火)まで

2 宛 先 経営企画部 まちづくり政策課 市街地整備担当

3 提出方法

- (1) 書式は特に定めていませんが、住所及び氏名を明記してください。
(2) 市外在住者の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。

- ・(市内在勤の場合)勤務先名・所在地
- ・(市内在学の場合)学校名・所在地
- ・(本市に納税義務のある場合)納税義務があることを証する事項
- ・(本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合)
利害関係があることを証する事項

- (3) 次のいずれかの方法により提出してください。

ア 直接持ち込み

- ・経営企画部まちづくり政策課(横須賀市役所本館1号館4階)
- ・市政情報コーナー(横須賀市役所本館2号館1階 34 番窓口)
- ・各行政センター

イ 郵送

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地
横須賀市役所 経営企画部まちづくり政策課

ウ ファクシミリ

046-822-9285

エ 電子メール

ur-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々の御意見等には直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
御提出いただいた御意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、
速やかに公表いたします。